



- 野犬・猫による苦情が後を絶ちません。動物による危険を未然に防ぐために、次のことについて注意しましょう。
- ・犬に限らず、動物には飼い主がわかるように名札等を付けましょう。
- ・野犬・猫に、むやみにえさを与えないようにします。
- ・犬の放し飼いは禁止されよう。
- ・公の場所や、他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。
- ・犬の放し飼いは禁止されよう。

問合せ
センター **(84) 1281**
内線 1221
(84) 1221

問合せ
八日市場地域保健
センター **(72) 1281**
内線 1221
(84) 1221

11月は動物による 危害防止強化月間

11月は動物による 危害防止強化月間

人間は誰でも「幸福な生活を送る権利」を持つています。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

◎人権特設相談所開設
あなたの権は守られていますか。
他人の人権を侵していませんか。

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたことや、困りごと・心配ごとの他、子供のいじめ問題など遠慮なくご相談ください。

日時 12月4日(水) 午後1時～3時
場所 町民会館
相談者 町人権擁護委員
問合せ 住民課住民係

第54回人権週間

12月4日～10日

(84) 1211
内線 1212

※定例人権相談は毎月第3水曜日に行っています。



秋季全国火災予防運動

11月9日(土)～15日(金)
「消す心 置いてください
火のそばに」

☆住宅防火 いのちを守る7つのポイント －3つの習慣・4つの対策－

◎3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◎4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎製品**を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



屋外広告物

ルールを守って適正に設置しましょう

はり紙、立て看板、広告塔、広告板、アーバルーン、建物などの外側に表示される文字、シンボルマーク、商標、写真、絵画などを掲示するには許可が必要です。

- | | |
|--|--|
| ①許可を得て設置済みの方。 | 許可の有効期限前に、更新の手続きをしてください。 |
| ②これから設置を予定されている方。 | 設置をする前に許可手続きをしてください。 |
| ③国道126号線沿い両側50mの範囲内で、既に設置されていて許可手続きが済んでいない方。 | 今すぐ許可手続きが必要です。 |
| ④③の区域外で平成13年5月11日に既に設置されていて、許可手続きが済んでいない方。 | 許可を要することになった日から3年の猶予期間があります。平成16年5月10日までに許可手続きをしてください。 |

広告物を設置できない場所や物件もあります。また、許可を必要としないで設置できる広告物もありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

<問合せ・許可申請先>
都市建設課都市整備室

(84) 1211 内線1631・1632